

# 裁判員制度に関するアンケート調査

## 【調査趣旨の説明】

本調査は、平成21年までに実施が予定されている裁判員制度について、特に、裁判員等選任手続の設計をしていくにあたり、国民の皆様の仕事や生活に関する実情を把握させていただくものです。

## 【裁判員制度の説明】

裁判員制度は、国民の皆様が裁判員として刑事事件に参加していただき、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めていただく制度です。

国民の皆様が裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、国民の皆様の司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

そこで、以下の「裁判員制度とは？」を御一読の上、以降の質問にお答えください。

※『説明ページを開く』をクリックしていただき「裁判員制度とは？」を御覧ください。

[『説明ページを開く』](#)

## 【本調査における回答の前提：裁判員制度の概要】

●本調査においては、特に説明がない限り、以下の状況を前提に御回答ください。

- ・裁判所に行く日時については、概ね1ヶ月前までには連絡があります。
- ・裁判員になるのは平日のみです。（休日は閉廷します。）
- ・裁判には3～5日程度連続で参加することになります。
- ・開廷時間は打合せ、適宜休憩を挟みながら、毎日9時30分～17時の間になります。
- ・休憩時間には仕事先や家族などと電話連絡など取っていただいても結構です。
- ・1日の審理が終了した後は、自宅に帰宅していただいても構いませんし、交通などの問題で帰宅が困難であるという場合は近隣宿泊施設に宿泊いただいても結構です。（宿泊代は支給されます。）
- ・開廷場所は地方裁判所になり、開廷場所までの交通費は支給されます。また、日当も支払われます。

Q1. あなたが裁判員として裁判に参加する場合の障害についてお伺いします。

※こちらをクリックしていただくと、「回答の前提となる状況」が参照できます。

あなたが裁判に参加する場合の障害について、あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

そのうちで、あなたにとって最も障害となる事情は何ですか。あてはまるものをひとつだけお選びください。(ひとつだけ)【必須】

	1. 重い 病気・怪 我	2. 介護 (自分が 主に担当 している)	3. 育児 (自分が 主に担当 している)	4. 仕事 上の都合	5. 社会 生活上の 重要な用 事	6. その 他(具体 的に )	7. 特に 障害とな る事情は ない
1. 障害となる事情 (いくつでも)							
2. 最も障害となる事情 (ひとつだけ)							

**■Q1-1の「障害となる事情」で「4. 仕事上の都合」とした方のみ回答**

**(Q2～Q5)**

Q2. あなたが、3～5日程度、裁判員として裁判に参加する場合、障害となる仕事上の事情について具体的にお伺いします。

※こちらをクリックしていただくと、「回答の前提となる状況」が参照できます。

Q2-1. その場合に、障害となる仕事上の事情としてあてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)【必須】

1. ほぼ1人・少人数で仕事をしており、仕事を離れることが難しい
2. チームを組んで仕事をしており、仕事を離れることが難しい
3. ほぼ毎日のように締切・納期などがあり、仕事を離れることが難しい
4. ほぼ毎日のように顧客訪問や対応などをする必要があり、仕事を離れることが難しい
5. 自分の持つ資格が仕事をする上で求められており、仕事を離れることが難しい
6. 自分の持つ高度な専門性や特殊技能が仕事をする上で求められており、仕事を離れることが難しい
7. 仕事を進める上で、重要な判断や決裁などを自分が行う立場にあり、仕事を離れることが難しい
8. 居住地から遠く離れた場所で仕事をすることが多い(遠隔地への出張が多いなど)
9. その他(具体的に: )

Q2-2. Q2-1の事情のうち、あなたにとって、特に重要で、実際に裁判員として裁判に参加する場合に障害となるものを、最大2つあげてください。(それぞれひとつずつ)

最も障害となる事情	Q2-1の番号( )【必須】
次に障害となる事情	Q2-1の番号( )

Q2-3. あなたが裁判員として裁判に参加する場合に、障害となる仕事上の事情について、具体的に記載してください。(100文字程度)

--

Q3. あなたが裁判員として裁判に参加するために、仕事を3~5日程度離れることにより生じる影響について具体的にお伺いします。なお、あなたが仕事を離れる間、一時的に代替りの者が仕事を行う場合も含めて御回答ください。

[※こちらをクリックしていただくと、「回答の前提となる状況」が参照できます。](#)

Q3-1. その場合に生じる仕事への影響として、あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)【必須】

1. 産品・製品・商品の生産やサービスの提供が遅れる
2. 産品・製品・商品やサービスの質が下がる
3. 内部の事務や意思決定に遅れや誤りが生じる
4. 職場の設備・機器・システムなどに故障が生じたり、使えなくなったりする
5. 重要な取引先の信頼を損なう
6. 産品・製品・商品などの“売却時期”をのがす
7. 仕入や調達、購入などの“購入時期”をのがす
8. その他(具体的に: )
9. 代替りの者が仕事を行うので、上記のような影響は考えにくい

### <Q3-1で1~8の方>

Q3-2. Q3-1の各影響のうち、あなたにとって、特に重要で、実際に裁判員として裁判に参加する場合に、生じることが心配されるものを、最大2つあげてください。(それぞれひとつずつ)

最も心配される影響	Q3-1の( )番【必須】
次に心配される影響	Q3-1の( )番

### <Q3-1で1~8の方>

Q3-3. あなたが裁判員として裁判に参加する場合に生じる仕事上の影響について具体的に記載してください。(100文字程度)

--

Q4. あなたの仕事に関する、時期的な忙しさについて具体的にお伺いします。

[※こちらをクリックしていただくと、「回答の前提となる状況」が参照できます。](#)

Q4-1. あなたの仕事が忙しくなる月がある場合にはその月をお教えてください。

(A) (各月についてひとつづつ)

また、仕事が忙しくなる月については、その理由をすべてお選びください。(各月についていくつでも)【必須】

※(A) で「仕事が忙しくなる月である」を選ばれた月のみ、(B)をお答えください。

	(A). 仕事が忙しくなる月である	(A). 仕事が忙しくなる月ではない	(B).							
			受注や営業などが盛んになる 増加する) 時期である	顧客のニーズが 顧客のニーズが	期である 顧客のニーズが	製品・製品・商品の生産が非常に盛んになる時 期である	供給が盛んになる時期である	製品の収穫、製品・商品・サービスの販売や提 供が盛んになる時期である	締切時期である	製品・製品・商品などの納期、サービス提供の 締切時期である
1月			1	2	3	4	5	6	7(具体的に: )	
2月			1	2	3	4	5	6	7(具体的に: )	
3月			1	2	3	4	5	6	7(具体的に: )	
4月			1	2	3	4	5	6	7(具体的に: )	
5月			1	2	3	4	5	6	7(具体的に: )	
6月			1	2	3	4	5	6	7(具体的に: )	
7月			1	2	3	4	5	6	7(具体的に: )	
8月			1	2	3	4	5	6	7(具体的に: )	
9月			1	2	3	4	5	6	7(具体的に: )	
10月			1	2	3	4	5	6	7(具体的に: )	
11月			1	2	3	4	5	6	7(具体的に: )	
12月			1	2	3	4	5	6	7(具体的に: )	

Q4-2. あなたの仕事が特に忙しくなる月を、最大3ヶ月あげてください。(それぞれひとつずつ)

※任意回答となっておりますが、【Q.4-1】で1つでも「忙しい月」がある方は、御回答ください。

仕事が忙しい月	
最も忙しい月	月
2番目に忙しい月	月
3番目に忙しい月	月

Q5. 月ごとに考えた場合に、それぞれの月で、裁判員として裁判に参加することがどの程度困難かについてお伺いします。

[※こちらをクリックしていただくと、「回答の前提となる状況」が参照できます。](#)

※Q2～Q4に基づく仕事上の理由だけでなく、私的な理由（例：重い病気、育児、介護、社会生活上の重要な用事）についても考えに含めた上で御回答ください。

Q5-1. 月ごとに考えた場合、あなたが裁判員として裁判に参加することについての難しさはどのようなものですか。あてはまるものをひとつずつお選びください。（各月についてひとつずつ）【必須】

	参加できる日はない	参加できる日はあるが、二日以上連続は無理である	数日連続して参加できる場合がある				参加できない日はほとんどない
			A. 参加できる日以外が相当忙しくなり、負担がかなり大きい	B. 特定の二週であれば参加できる 例 第三週だけなど	C. 急な都合などが発生することが多く、参加できる日が特定できない	D. 特に問題はなく、参加できる	
1月	1	2	3	4	5	6	7
2月	1	2	3	4	5	6	7
3月	1	2	3	4	5	6	7
4月	1	2	3	4	5	6	7
5月	1	2	3	4	5	6	7
6月	1	2	3	4	5	6	7
7月	1	2	3	4	5	6	7
8月	1	2	3	4	5	6	7
9月	1	2	3	4	5	6	7
10月	1	2	3	4	5	6	7
11月	1	2	3	4	5	6	7
12月	1	2	3	4	5	6	7

Q5-2. 裁判員として裁判に参加することが特に困難な月を、最大 3 ヶ月あげてください。

(それぞれひとつずつ)

また、その主な理由を御記載ください。(具体的に)

※任意回答となっておりますが、【Q.5-1】で 1 つでも「困難な月」がある方は、御回答  
ください。

参加することが困難な月		その月に参加することが困難な主な理由	
最も困難な月	月	自由回答 ( )	<u>【任意】</u>
2番目に困難な月	月	自由回答 ( )	<u>【任意】</u>
3番目に困難な月	月	自由回答 ( )	<u>【任意】</u>

■Q1-1の「障害となる事情」で「4. 仕事上の都合」又は「7. 特に障害となる事情はない」とした方以外が回答（Q6）

Q6. 月ごとに考えた場合に、それぞれの月で、裁判员として裁判に参加することがどの程度困難かについてお伺いします。

※こちらをクリックしていただくと、「回答の前提となる状況」が参照できます。

Q6-1. 月ごとに考えた場合、あなたが裁判员として裁判に参加することについての難しさはどのようなものですか。あてはまるものをひとつずつお選びください。（各月についてひとつずつ）【必須】

	参加できる日はない	参加できる日はあるが、二日以上連続は無理である	数日連続して参加できる場合がある				参加できない日はほとんどない
			A. 参加できる日以外が相当忙しくなり、負担がかなり大きい	B. 特定の二週であれば参加できる 例 第三週だけなど	C. 急な都合などが発生することが多く、参加できる日が特定できない	D. 特に問題はなく、参加できる	
1月	1	2	3	4	5	6	7
2月	1	2	3	4	5	6	7
3月	1	2	3	4	5	6	7
4月	1	2	3	4	5	6	7
5月	1	2	3	4	5	6	7
6月	1	2	3	4	5	6	7
7月	1	2	3	4	5	6	7
8月	1	2	3	4	5	6	7
9月	1	2	3	4	5	6	7
10月	1	2	3	4	5	6	7
11月	1	2	3	4	5	6	7
12月	1	2	3	4	5	6	7



Q6-2. 裁判員として裁判に参加することが特に困難な月を、最大3ヶ月あげてください。

(それぞれひとつずつ) また、その主な理由を御記載ください。(具体的に)

※任意回答となっておりますが、【Q.6-1】で1つでも「困難な月」がある方は、御回答ください。

参加することが困難な月		その月に参加することが困難な主な理由
最も困難な月	月	自由回答 ( )
2番目に困難な月	月	自由回答 ( )
3番目に困難な月	月	自由回答 ( )

■ 全員回答 (Q7)

■ ここからは、あなたが裁判員に選ばれた場合の参加に関する意識  
についてお伺いします。

Q 7 あなたは、裁判員に選ばれた場合、裁判員として裁判に参加したいですか。(ひとつだけ)【必須】

1. 参加したい
2. 参加してもよい
3. あまり参加したくない
4. 参加したくない
5. わからない

☆この後、Q1-1 (複数回答) で

「2」を選んだ方は、Q8 を回答。その後 Q11 へ (「3」「4」を選んでいたら別)

「3」を選んだ方は、Q9 を回答。その後 Q11 へ (「4」を選んでいたら別)

「4」を選んだ方は、Q10 を回答。その後 Q11 へ

「2」～「4」を選ばなかった方は、Q11 へ

**■Q1-1の「障害となる事情」で「2. 介護（自分が主に担当している）」とした方のみ回答（Q8）**

Q8. 裁判員として裁判に参加する場合に、障害となる事情が「介護（自分が主に担当している）」であると御回答された方にお伺いします。

Q8-1. 裁判員として裁判に参加する際の介護態勢が整えば参加したいですか。(ひとつだけ)  
【必須】

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 参加したい      |        |
| 2. 参加してもよい    |        |
| 3. あまり参加したくない | ⇒Q8-2へ |
| 4. 参加したくない    | ⇒Q8-2へ |
| 5. わからない      |        |

Q8-2. Q8-1で「あまり参加したくない」「参加したくない」と御回答された方にお伺いします。

どのような理由から、介護態勢が整った場合でも参加できないとお考えになれますか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)【必須】

- |   |
|---|
| 1. 他人に介護してもらうことそのものが不安である               |
| 2. 他人に介護をお願いする手続や伝達事項などが面倒である           |
| 3. (他人に介護をお願いすることで) 経済的な負担の発生が心配である     |
| 4. 他人に介護をお願いすることで、被介護者に大きな身体的・精神的負担が掛かる |
| 5. その他 (具体的に: )                         |

**※Q8-2を回答した方はQ11に進む。**

**※ただし、Q1-1で「3」を選んだ方はQ9、「4」を選んだ方はQ10についても回答する。  
両方とも選んだ方は両方とも回答する。**

**■Q1-1 の「障害となる事情」で「3. 育児（自分が主に担当している）」とした方のみ回答（Q9）**

Q9. 裁判員として裁判に参加する場合に、障害となる事情が「育児（自分が主に担当している）」であると御回答された方にお伺いします。

Q9-1. 裁判員として裁判に参加する際の保育態勢が整えば、参加したいですか。（ひとつだけ）【必須】

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 参加したい      |         |
| 2. 参加してもよい    |         |
| 3. あまり参加したくない | ⇒Q9-2 へ |
| 4. 参加したくない    | ⇒Q9-2 へ |
| 5. わからない      |         |

Q9-2. Q9-1 で「あまり参加したくない」「参加したくない」と御回答された方にお伺いします。

どのような理由から、保育態勢が整った場合でも参加できないとお考えになりますか。あてはまるものをすべてお知らせください。（いくつでも）【必須】

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 1. 他人に預けることそのものが不安である             |
| 2. 他人に預けるのは手続や伝達事項などが面倒である        |
| 3. （預けることで）経済的な負担の発生が心配である        |
| 4. 他人に預けることで、子どもに大きな身体的・精神的負担が掛かる |
| 5. その他（具体的に： _____）               |

※Q9-2 を回答した方は Q11 に進む。

※ただし、Q1-1 で「4」を選んだ方は Q10 についても回答する。

■Q1-1の「障害となる事情」で「4. 仕事上の都合」とした方のみ回答(Q10)

Q10. 裁判員として裁判に参加する場合に、障害となる事情が「仕事上の都合」であると御回答された方にお伺いします。

仕事上の都合を緩和するような環境整備（裁判員制度参加のための有給休暇制度の整備や職場における理解の浸透）が整えば、参加したいですか。（ひとつだけ）【必須】

1. 参加したい
2. 参加してもよい
3. あまり参加したくない
4. 参加したくない
5. わからない

※ 回答した方は全てQ11へ

■ 全員回答 (Q11)

Q11. 裁判員の仕事について、あなたが特に負担感や抵抗感を感じる事情としてあてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)【必須】

1. 裁判員として何をするのがよく分からず不安だ
2. 有罪・無罪の判断や重い刑を決めることは難しく、正しい判断をする自信がない
3. 裁判のような人の人生を左右するような仕事は、精神的に負担が重い
4. 審理が理解できず、評議に加わる自信がない
5. 長期間の裁判に参加することが負担である
6. 被告人や関係者に恨まれたり、脅迫や危害を加えられないか心配だ
7. 守秘義務に違反すると罰せられる可能性があるのが負担だ
8. その他 (具体的に： )
9. 負担感や抵抗感を感じる事情は特にない

Q12. あなたご自身のことについてお伺いします。

Q12-1. あなたの満年齢をお知らせください。(ひとつだけ)【必須】

1. 20代(20~29歳)	4. 50代(50~59歳)
2. 30代(30~39歳)	5. 60代(60~69歳)
3. 40代(40~49歳)	6. 70歳以上

Q12-2. あなたの性別をお知らせください。(ひとつだけ)【必須】

1. 男性	2. 女性
-------	-------

Q12-3. 配偶者(妻や夫)の有無についてお知らせください。(ひとつだけ)【必須】

1. 配偶者がいる	2. 配偶者はいない
-----------	------------

Q12-4. 同居している家族がいる方にお伺いします。あなたの家族についてあてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)【必須】

※同居家族がいない方は、「5. 1~4のいずれにもあてはまらない」をお選びください。

1. 未就学の子どもがいる	4. 介護を要する家族がいる
2. 小学1~3年生の子どもがいる	5. 1~4のいずれにもあてはまらない
3. 小学4~6年生の子どもがいる	

Q12-5. あなたの職業は次のどれにあたりますか。最もあてはまるものをひとつだけお選びください。(ひとつだけ)【必須】

1. お勤め(経営管理者・社員・職員など)	⇒[12-6][12-7][12-8][12-9][12-10]に御回答ください
2. お勤め(パート・アルバイト)	⇒[12-6][12-7][12-8][12-9][12-10]に御回答ください
3. 自営・自由業	⇒[12-6][12-10]に御回答ください
4. その他の職業(具体的に: )	⇒[12-6][12-10]に御回答ください
5. 専業主婦	⇒以上で終了です。
6. 学生	⇒以上で終了です。
7. 無職	⇒以上で終了です。

<Q12-5で1~4の方>

Q12-6. あなたの業種は次のどれにあたりますか。あてはまるものをひとつだけお選びください。(ひとつだけ)【必須】

1. 農林漁業・鉱業	11. 電力・ガス・水道
2. 建設業	12. マスコミ（映画・放送・新聞・出版・広告業）
3. 製造業（新聞・出版除く）	13. 病院・診療所
4. 卸売・代理商・仲立業	14. 福祉（児童・老人・障害者・介護など）
5. 小売業	15. 学校（公立）
6. 飲食・宿泊業	16. 学校（私立）
7. 金融・証券・保険業	17. 公務（13、14、15に該当する方を除く）
8. 不動産業	18. その他サービス業（具体的に：            ）
9. 運輸業	19. その他の業種（具体的に：            ）
10. 通信業	

<Q12-5で1、2の方>

Q12-7. あなたの職種は次のどれにあたりますか。あてはまるものをひとつだけお選びください。(ひとつだけ)【必須】

1. 役員	6. 技能工・生産工程従事職
2. 部・課長（管理職）	7. 運転職
3. 事務職	8. 保安職（警察官・自衛官・警備員など）
4. 販売・営業職（外交員を含む）	9. 専門職（医師・医療関係職・弁護士・会計士・教職など）
5. 技術職（研究職・技術職など）	10. その他の職種（具体的に：            ）

<Q12-5で1、2の方>

Q12-8. あなたのお勤め先の会社・組織全体の従業員数はどのくらいですか。あてはまるものをひとつだけお選びください。(ひとつだけ)【必須】

1. 1~29人	4. 300~999人
2. 30~99人	5. 1,000~4,999人
3. 100~299人	6. 5,000人以上

<Q12-5で1、2の方>

Q12-9. あなたのお勤め先の事業所（営業所・店舗・学校など）全体の従業員数はどのくらいですか。あてはまるものをひとつだけお選びください。(ひとつだけ)【必須】

1. 1~4人	5. 100~299人
2. 5~9人	6. 300~999人
3. 10~29人	7. 1,000人以上
4. 30~99人	



<Q12-5 で 1~4 の方>

Q12-10.

次の職業の中に、あなたの職業にあてはまるものはありますか。(ひとつだけ)【必須】

1. あてはまるものがある

2. あてはまるものがない

国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員

大学または大学院の法律学の教授、助教授（准教授）

都道府県知事及び市町村長（特別区長も含む）

自衛官、裁判官、検察官、弁護士、警察官、司法警察職員として職務を行う者、弁理士、

司法書士、公証人、裁判所職員、法務省職員、司法修習生